

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のよくあるご質問

はじめに

- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下、本支援金という）について、よくあるご質問に対し原則となる回答をまとめました。
- 「那覇市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のしおり」とあわせてお読みください。
- 個人の就労実態や世帯の状況などによって、記載の内容と一部異なる場合があります。
- 厚生労働省からの事務連絡などにより、一時的に支給要件が緩和されるなど、記載の内容が変更される場合があります。

1 用語の定義に関すること

Q 用語の定義を教えてください。

- A
- 常用就職とは、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6か月以上の労働契約です。
 - 同一世帯とは、同一の世帯に居住し、生計を共にする方をいいます。ただし、未成年かつ就学中の子の収入は、基準額に含みません。この場合、「就学中」の対象となる学校に、大学等の夜間学部及び高校の夜間定時制の過程など、昼間以外の過程は含みません。
 - 生計を主として維持していたとは、自らの就労等により収入を得て、世帯の生計を主として維持していた方をいいます。（住民票上の世帯主、児童手当の受給者等）
また、離婚等により申請時において主たる生計維持者となる場合も対象になります。

2 支給対象者に関すること

Q 再貸付も含め、緊急小口資金等の特例貸付を満額（単身世帯で155万円、2人以上世帯で200万円）で利用していないと本支援金の対象とならないですか。

- A
- 再貸付をしているなどの各種支給要件を満たしていれば、貸付金額が貸付上限額（単身世帯で155万円、2人以上世帯で200万円）に達していなくても当然に支給対象となります。
- また、令和4年1月より総合支援資金の初回及び緊急小口融資の終了した方へも支給します。

Q 緊急小口資金等の特例貸付の再貸付を申請中・借受中の場合でも支給対象となりますか。

- A
- 本支援金は再貸付を既に終了した方、不決定になった方等が対象であるため、再貸付を申請中の方は、申請の要件を満たしません。ただし、再貸付の申請が11月末など、本支援金の申請期限までに再貸付の不決定が間に合わないことが想定される場合は、例外的に、再貸付に係る資料を事後に受け付けることとし、その他の書類により申請を行うことは可能としています。

Q 学生は支給対象になりますか。

- A
- 学生は、一般的には、支給要件である「離職等前に、主たる生計維持者であったこと」や「就職の意欲がある者」に該当しないため、基本的には支給対象者となりません。
- ただし、世帯生計の維持者であり、定時制等夜間の大学等に通いながら、常用就職を目指す場合などは、支給対象者になります。また、専らアルバイトにより、学費や生活費等を自ら賄っていた学生が、これまでのアルバイトがなくなった為に生計を維持できず、別のアルバイトを探している場合にも、収入要件や資産要件等を満たせば、当分の間、例外的に本支援金は支給されます。

例 児童養護施設を出て大学に通う学生など、事情により両親を頼ることや扶養に入ること等もできないため、生計維持者として専らアルバイトにより学費や生活費等を自ら賄っていた学生がこれまでのアルバイトがなくなったため生計を維持できず、別のアルバイトを探している場合など。

Q 外国人は、支給対象になりますか。

- A
- 国籍条項はありません。日本国籍の方と同様、支給要件に該当している場合は支給対象になります。

Q 受給期間中に、アルバイトを行うことは認められますか。

- A
- 生活維持の為、アルバイトなどの短期的な就労で当面の生活費（収入基準額を超えない範囲）をまかないながら、求職活動を行うことは認められます。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のよくあるご質問

2 支給対象者に関すること ～つづき～

Q 生活保護受給者は、支給対象になりますか。

A 支援金申請時にすでに生活保護の支給決定を受けている場合は対象になりません。

Q 持ち家の場合でも支給対象になりますか。

A 支給対象になります。

Q 主たる生計維持者と再貸付の借受人が同一世帯で異なる場合は、支給対象になりますか。

A 支給対象になります。

再貸付を含む緊急小口資金等の特例貸付は世帯単位で実施しており、「主たる生計維持者」でない場合でも、再貸付の借受人となりえます。そのため本支援金の申請者は当該借受人が属する世帯の「主たる生計維持者」となります。

3 支給要件（収入要件、資産要件、就労要件）に関すること

※住居確保給付金を現在受給している方は、受給の決定通知書をもって書類の省略が可能です。

Q 基準額に算定される収入の範囲を教えてください。

A ○給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（交通費は除く）

○個人事業主の場合、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）

○公的給付の場合、定期的に支給される雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、公的年金。
なお、複数の月にかかる金額が一括で支給される給付等は、月額で算定します。

○親族からの継続的な仕送りは収入として算定します。

○退職金又は公的給付等のうち、臨時的に給付されるものは収入として算定しません。

○自営業者や営業職など月収に変動があり、申請月が収入基準を上回る場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計します。

Q 算定する収入の期間を教えてください。

A 申請日が月の途中の場合で、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額で算定します。確実に推計できない場合は、申請日の属する月の前月の収入で算定します。

例) 単身世帯で、個人事業主の場合

申請日は5月19日だが、通信販売も行う自営業の為、申請日時点で5月の収入が確実に推計できない。この場合は、確定している4月の事業収入で収入要件を算定します。

※前月の収入で算定し、収入要件を満たす場合は支給対象になります。

Q 資産要件に該当する金融資産とは何ですか。

A 預貯金及び現金です。ネットバンキングなども預貯金として含みます。

本支援金の支給決定のため申請者へ確認のご連絡をする場合がございます。

Q 職業訓練受講しているも、求職活動等要件を満たす必要がありますか。

A 職業訓練については求職活動とみなすこととします。ただし、職業訓練を懈怠等で除籍する場合は、求職活動等要件に抵触することから支給を中止する場合があります。

Q 新型コロナウイルス感染症拡大に関する公的給付金・融資は収入、資産として算入しますか。

A 算入しません。但し新型コロナウイルス感染症拡大に関する公的給付金・融資と証明できるものに限り。なお、給付金等をすでに消費していると認定される場合は、現在残高で認定します。

Q 現に仕事がある申請者の、求職活動要件について、転職等が必要となりますか。

A 増収を目指す求職活動として転職やダブルワークに向けた活動が求められます。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のよくあるご質問

3 支給要件（収入要件、資産要件、就労要件）に関すること ～つづき～

- Q 職業訓練受講給付金を受給していますが申請できませんか。**
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが職業訓練受講給付金を受けていないことが条件になります。また、職業訓練受講給付金を受給する場合は、本支援金の支給は中止となります。
- Q 光熱費等の領収書の提出はなぜ必要ですか？**
A 申請住所地での居住実態の確認が必要であることから、預貯金通帳などからの引き落としが確認できない場合は、提出を求める場合があります。
- Q 生活保護の申請が却下となった場合は、求職活動要件を満たしたものとしていいですか。**
A 満たしていることとします。ただし、その翌月から求職活動要件に係る報告を求めます。
- Q 支給期間中収入の申告が必要ですか。**
A 支給決定後に、常用就職した場合は毎月、収入額を確認できる書類を提出する必要があります。提出がない場合は、支給中止になる可能性があります。
- Q 現在未使用の銀行口座や近隣に支店がなく履歴の提出が難しい口座がありますがどのように対応すればいいですか。**
A 現在、使用していない口座は申立書を提出してください。現在使用している口座は、直接金融機関に履歴の取得方法をご確認ください。

4 支給額、支給期間、支給方法に関すること

- Q 支給はいつから開始されますか。**
A 月1回、申請者の指定口座への振込となります。入金日は支給決定日をもとに決定します。申請から決定まで1月程度要する場合がございます。毎月16日または29日（支払日が土日祝日の場合は原則翌営業日※翌営業日が月を跨ぐ場合は、前倒して入金する場合があります。）のいずれかになります。支給決定通知書に3回分の振込予定日をお知らせします。
- Q 支給申請後に、世帯人数に変更があった場合、支給額は変更されますか。**
A 本支援金は、早期支援・早期支給が重要であり、また、3か月に限定した支給であることから支給申請後の世帯人数の変更は考慮しないこととしています。
- Q 支援金が差し押さえられた場合について教えてください。**
A 本給付金は、当該支援金は、生活保護に準じる水準の困窮世帯の生活の自立を支援し、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことを目的としていることから、債務者の自立への移行に支障を来すことがないように、担保の設定や差押えの判断にあたっては、債務者の置かれている状況等を踏まえ、特段の配慮を行うことを国から各金融機関などへ協力を求めています。また、銀行口座が凍結された場合、まずはご相談ください。
- Q 支援金は課税対象か教えてください。**
A 本支援金は、「令和4年度税制改正の大綱」（令和3年12月24日閣議決定）において、自立支援金として給付される給付金（既に給付されたものを含む。）については、所得税を課さないこと（地方税においても同様の対応）が決定しました。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のよくあるご質問

5 その他・申請・審査に関すること

Q 代理人による申請は認められますか。

A 認められません。ただし、申請者が記載した申請書を、事情により申請者以外の方が提出する（持参など）ことを希望するときは、必要に応じて委任状の提出を求める場合があります。

Q 本支援金の申請後、証拠書類の提出や手続きが進まない場合はどのように処理されますか。

A 本支援金の支給は、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護受給へつなげることを目的とした給付であるため、申請日から1か月以内に必要書類が揃わない場合は、審査のうえ、不支給となります。
なお、手続きが進まない場合であっても、支給額は遡及して支給されません。

Q 住民登録のある自治体と異なる自治体でも申請できますか。

A 申請は、原則、住民登録された所在地を管轄する福祉事務所で受け付けます。居住実態と住民票が異なる場合は、住民票を異動後申請してください。住民票が異動できない理由がある場合は、ご相談ください。
また、住民票に進学等で居住実態がない方がいる場合や老人ホーム入所・長期入院等で同じ住所内に別世帯として登録している場合も申立書を記入してください。これらの事実が発覚した場合、調査確認に時間を要する為、支給が遅れる場合があります。

Q 再支給のあたって求職活動を十分できなかった場合は、再支給を受けられませんか？

A 再申請にあたり、支給期間中の求職活動が十分できなかった場合、支給期間中のみならず、支給終了後の求職活動実績や世帯の状況などで判断いたします。まずご相談ください。

Q 那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンターとはどのような機関ですか。

A 生活困窮者自立支援法により、市は生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこととされています。那覇市は、当該事業の一部を公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会に業務委託し、自立相談支援機関として、那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンターを運営しています。